

令和8年度鞍手町議会第5回定例会会議録（第4号）						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会 日時及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	令和8年6月16日 午前10時00分				的野信之	
	閉 会 開 議				議 長	
	令和8年6月16日 午前10時12分				的野信之	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	許斐英幸	出	11	栗田美和	出
	2	田中二三輝	出	12	西藤典子	出
	3	星正彦	出	13	篠原哲哉	出
	4	宇田川亮	出			
	5	野口美恵子	出			
	6	新谷留晴	出			
	7	的野信之	出			
	8	石井大輔	出			
	9	許斐潤一郎	出			
10	有働徳仁	出				
出席 13人						
欠席 0人						
欠員 0人						
会議録署名議員	8	石井大輔		9	許斐潤一郎	

職務出席	議会事務局長	長浦良	出	議会事務局次長	寺本理恵	出
	町長	岡崎邦博	出	副町長	折尾敬敏	出
	教育長	外園哲也	出	まちづくり課長	小長光弘平	出
	管財課長	小野泰三	出	税務保険課長	芝野英和	出
	住民環境課長	石田克	出	福祉人権課長	田鶴原竜二	出
	健康子ども課長	沼野葉子	出	産業振興課長兼農業委員会事務局長	大村俊夫	出
	都市整備課長	神谷徹	出	会計課長	坂田あゆみ	出
	上下水道課長	西生卓矢	出	教育課長	森永健一	出
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名						
議事日程	別紙のとおり					
付議事件	別紙のとおり					
会議経過	別紙のとおり					

## 令和8年 第5回 鞍手町議会定例会議事日程

6月16日 午前10時開議

### 第4号

- 日程第1 議案第37号 鞍手町長等、職員、議長及び議員のハラスメント防止等に関する条例  
における委員会の閉会中の継続審査の件
- 日程第2 議案第38号 令和8年度鞍手町一般会計補正予算（第1号） （総務文教委員長報告）
- 日程第3 議案第39号 財産の取得 （総務文教委員長報告）
- 日程第4 議案第40号 鞍手町くらじふれあいアリーナ大規模改修事業設計・施工請負契約の  
締結 （総務文教委員長報告）
- 日程第5 議案第41号 鞍手町印鑑条例の一部を改正する条例 （総務文教委員長報告）
- 日程第6 意見書第1号 建設アスベスト被害者の救済とアスベスト対策の拡充を求める意見書
- 日程第7 閉会中の継続事件

令和8年6月16日 6月定例会閉会。

~~~~~○~~~~~  
—— 開議 10時00分 ——

### ○的野信之議長

これから本日の会議を開きます。

れより日程に入ります。日程はお手元に送信しているとおりです。

日程第1 議案第37号 鞍手町長等、職員、議長及び議員のハラスメント防止等に関する条例における委員会の閉会中の継続審査の件を議題とします。

新谷総務文教委員長から、目下、委員会において審査中の議案第37号について、会議規則第74条の規定によって、送信しています申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。総務文教委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。次に進みます。

日程第2 議案第38号から日程第5 議案第41号までの4件を一括して議題とします。

本案は総務文教委員会に付託していただきましたので総務文教委員長の審査報告を求めます。新谷総務文教委員長。

### ○新谷留晴総務文教委員長

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

只今議題となりました、議案第38号から議案第41号まで、4件について、6月12日に当委員会におきまして、審査を行いましたので、その審査の経過と結果について報告をいたします。

議案第38号 令和8年度一般会計補正予算(第1号)については、いずれも必要な予算措置であると認められることから、本議案について、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第39号 財産の取得については、主な質疑として2点あり、消防団車両の更新期間についての質問に対し、概ね15年程度との答弁があました。また、車両の艤装以外の部分について、特殊な部品が使用されていないのかとの質問に対しては、車両本体に特殊な部品は使用されていないとの答弁がありました。本案について採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第40号「鞍手町くらじふれあいアリーナ大規模改修事業設計・施工請負契約の締結」については、主な質疑として、プロポーザル方式をとっているが、参加基準はどうなっているのかとの質問に対し、官公庁の業務を取得した経験があること、同規模の工事の元請けの経験があることなどの答弁がありました。また、選考メンバーについての質問に対しては、教育長、教育課長、総務課長不在のため現副町長、まちづくり課長、管財課長および建築に関する専門的な知識経験を有する者

の6名で評価を行ったとの答弁がありました。

また、参加業者が1件だが、競争の原理が働いているのかとの質問に対して、参加業者は資格審査を満たしており、かつ、評価点が満点の6割を満たしているため受注候補者として選考したとの答弁がありました。本案について採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第41号 鞍手町印鑑条例の一部を改正する条例については、主な質疑として、コンビニで印鑑登録証明書の交付が可能になるとの事だが、システムの改修は必要になるのかとの質問に対し、システムの改修は必要なく、予算の支出は発生しないとの答弁がありました。本案について採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上報告を終わります。

#### ○的野信之議長

これから委員長報告に対する質疑を行います。議案第38号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、議案第39号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、議案第40号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、議案第41号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。議案第38号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。次に、議案第39号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。次に、議案第40号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。次に、議案第41号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。

議案第38号 令和8年度鞍手町一般会計補正予算(第1号)を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第38号は、委員長報告のとおり、可決されました。

次に、議案第39号 財産の取得を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第39号は、委員長報告のとおり、可決されました。

次に、議案第40号 鞍手町くらしふれあいアリーナ大規模改修事業設計・施工請負契約の締結を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第40号は、委員長報告のとおり、可決されました。

次に、議案第41号 鞍手町印鑑条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第41号は、委員長報告のとおり、可決されました。

日程第6 意見書第1号を議題とします。提出者を代表して、6番議員 新谷留晴議員に趣旨説明をお願いします。6番議員新谷留晴議員。

#### ○6番(新谷留晴議員)

意見書第1号を提案いたします。

「建設アスベスト被害者の救済とアスベスト対策の拡充を求める意見書」 別紙 意見書案を提出

する。 令和8年6月16日提出 提出者 鞍手町議会議員 新谷留晴 同じく 篠原哲哉  
提案理由 地方自治法第99条並びに鞍手町議会会議規則第13条第1項及び第2項の規定により  
提案する。

○的野信之議長

お諮りします。意見書第1号は、質疑・討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思います。  
これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって意見書第1号は、質疑・討論を省略します。  
これから採決を行います。意見書第1号 建設アスベスト被害者の救済とアスベスト対策の拡充を求  
める意見書を採決します。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって意見書第1号は、原案のとおり可決されました。次に進みます。  
日程第7 閉会中の継続事件を議題とします。各委員長から目下審査する事件について、会議規則第  
74条の規定に基づき、お手元に送信しているとおりに、閉会中の継続審査の申し出がっております。  
お諮りします。各委員長の申し出のとおり継続審査することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって各委員長から申し出のとおり継続審査することに決定しました。  
これをもって本日の日程は全部終了しました。  
これをもって令和8年第5回定例会を閉会します。

—— 閉会 10時12分 ——  
~~~~~○~~~~~

地方自治法第123条の第2項の規定により、ここに署名する。

議長 \_\_\_\_\_ 的 野 信 之 \_\_\_\_\_

議員

石井大輔

---

議員

許斐潤一郎

---